

「国家神道」研究の整理

新田均

〔要旨〕 私がかつて発表した「国家神道」研究を整理する方法としての「狭義の国家神道」論と「広義の国家神道」論という区分の定義に修正を施した上で、あらためて戦前から現在までの「国家神道」論を概観することを試みた。まず、私が「狭義の国家神道」論と「広義の国家神道」論という区分を思いつくヒントになつたのは、W·P·ウッダードが主張した「國体狂信主義」と「國家神道」との区別である。百地草氏が主張した「広義の政教分離」と「狭義の政教分離」との区別の二つだったことを説明した。ついで、私の区分を受け入れた上でやや異なる定義を下した島薗進氏の議論を取り入れ、それに修正を施して、新たな私の「狭義」「広義」の定義を示した。

その後、その定義にしたがって、「狭義の国家神道」論の系譜に属する人々の業績と「広義の国家神道」論に属する人々の業績とを紹介し、次いで、今日では「広義の国家神道」論が展望していた「包括性」を視野に入れた研究には、四つの方向性があることを指摘した。

最後に、私説について解説し、私の立場は「広義の国家神道」論を否定し、「狭義の国家神道」論についてもできるだけ使わない方がいいという見解に立つ。「国家神道」棚上げ論であつて、第四の立場に近いものであることを述べた。

さらに補足として、私のかつての「宗教」概念研究が、今日盛んになつてきた「宗教」概念研究を先取りしたものであつたことも付け加えた。

〔キーワード〕 狹義の国家神道 広義の国家神道 「宗教」概念 「神道」概念

〔神道史研究〕 第五十三卷第一号（平成十七年六月）

はじめに

昨年度、私は「国家神道」研究の現状について報告する機会を一度与えられた。一つは平成十六年六月六日に、第五〇回神道史学会大会（題・「国家神道」研究の現状）においてであり、もう一つは平成十七年三月二十七日に、第十九回国際宗教学宗教史会議世界大会（題・「国家神道」再考）においてであった。この二回の報告は、筆者が平成十一年以来提唱してきた「狭義の国家神道」論と「広義の国家神道」論という「国家神道」研究整理の枠組みを基礎として、あらためて現在の「国家神道」研究の現状を捉え直そうとしたものだった。本稿はこの二つの報告をまとめて、修正を加えたものである。

一、「狭義の国家神道」論と「広義の国家神道」論という区分

私は、平成十一年一月に発表した拙論「国家神道」論の系譜（上）（『皇學館論叢』第十一卷第一号）において、「国家神道」研究史を「狭義の国家神道」論と「広義の国家神道」論とに区別して系統的に理解するという方法論を提倡した。⁽¹⁾

この論考において、私は「狭義の国家神道」論とは、「国家神道」を神社神道の国家管理状態に限定して理解しようと/orするものを指し、「広義の国家神道」論とは、「国家神道」を神社神道以外の宗教をも包含する広範な国家的宗教制度として理解しようと/orするものを指している（五頁）と定義した。その上で、両者のそれぞれの系譜につらなる研究者を挙げ（五六六頁）、いわゆる「神道指令」には、広狭両方の「国家神道」論が混在していると指摘した（七頁）。

私がこのような整理方法を思い付いたのには二つのヒントがあつた。一つは、「国家神道」論の源流をたどる作業の一つとして、W·P·ウッダードの議論を検討したことである。ウッダードは「神道指令」研究の先駆者というべき人

物で、主な著作は「The Occupation and Shrine Shinto」（昭和四〇年九月）、「連合軍の占領と宗教」（阿部美哉訳、「国際宗教ニュース」¹、昭和四七年）、「The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religion」（昭和四七年）である。

詳しく述べて、拙著『近代政教関係の基礎的研究』（大明堂、平成九年四月）の第10章「W·P·ウッダードの「国体狂信主義」論」を御覧いただきたいが、ウッダードは、「神道指令」が排除されたのは国民に強制された「State Cult」「Kokutai Cult」〈国体狂信主義〉であって、それと「Shrine Shinto」〈神社神道〉及び「State Shinto」〈國家神道〉とは区別されなければならないが、「神道指令」の起草者や解釈者には、そのような区別が明確に認識されていなかつたと主張していた（III-7頁）。

彼の定義によれば、「国家神道（State Shinto）」とは「神社の国有化」状態を指すのに対し、国体狂信主義（State Cult, Kokutai Cult）は「一九三〇年代から一九四〇年代初期に日本国民に強制された超国家主義的・軍国主義的教義・儀礼・慣行の総称」の意だ。このウッダードの指摘によって、私は、神社の国家管理状態と、それとは必ずしも同一視できない、したがつて名称としてても区別されるべき特殊な時代状況とを区別する視点を与えられた。

わたくしのヒントは、憲法学者の百地草氏が、政教分離解釈をめぐる混乱を解決する手段として、政教分離を「理念」と「現実の制度」とに分けて理解する」とを提唱し、前者を「広義の政教分離」、後者を「狭義の政教分離」と名付けていたことを知つた」とある（「憲法と政教分離」成文堂、平成三年十月、第一章）。

以上二つのヒントから、私は「狭義の国家神道」論と「広義の国家神道」論という分類方法に思い至り、それを発表したところ、島薦進氏が私の提唱を支持して下さいて、「国家神道」は「狭い用法」と「広い用法」とに区別して考えることができる」と、また、「神道指令」には「狭い用法と広い用法が混用されてゐる」となどと主張されるようになつた（「国家神道と近代日本の宗教構造」『宗教研究』第三二九号、平成十三年九月、III-9-III-18頁）。

ただし、「国家神道」論を「狭義」と「広義」とに区別する点では基本的に同じだが、島薦氏の定義の中身は私とは若干異なつていた。島薦氏によれば、「狭義の国家神道」は「戦前の神社神道が国家と特別の結びつきをもつていた」とに限定して用いようとする用法（III-1頁）であり、「広義の国家神道」は、「明治維新から敗戦までの間、国家が神道的な思想や実践を国民統合の支柱として用いてきた、その総体を指そつとする用法」（III-11頁）とこういふとだつた。「狭義」については、私の定義が神社の「国家管理状態」であるのに対し、島薦説は「国家との特別なむすびつき」、「広義」についても、私説が「広範な国家的宗教制度」であるのに対し、島薦説は「神道的な思想や実践を国民統合国民統合の支柱として用いてきた、その総体」、狭義・広義のいずれにおいても私説の方が限定的で、島薦説の方が広いものとなつてゐる。

近代政教関係の実態に迫つていく場合には、私説の方が適してゐると思うが、先行研究を整理するための基準としては、島薦説の方が適してゐるよう思つ。したがつて、以後、「狭義」「広義」の中身については、島薦説に従つことにする。ただし、「広義」については、「神道的な思想や実践を国民統合の支柱として用いてきた」との、予め事実認定を含んだ物言いには与しがたいので、「神道的な思想や実践が国民統合の支柱として用いられてきたとの予断に立つて、その総体を指そつとする用法」と定義し直して用いる」とにする。

1、「狭義の国家神道」論の系譜

狭義の「国家神道」論は、明治四十四年一月の帝国議会における衆議院議員小田貫一の発言などにみれるように、神社神道が、宗教とみなされた教派神道とは区別されて、神社局という特別の部局で管轄されていた状態（教派神道は仏教・キリスト教などと一緒に宗教局で管轄）を指す用語として戦前から用いられていた。²

これは、昭和二十年十一月の「神道指令」の「II-（八）」における、次のような「国家神道」の定義に継承された。

本指令ノ中ニテ意味スル国家神道ナル用語ハ、日本政府ノ法令ニ依テ宗派神道或ハ教派神道ト区別セラレタル神道ノ一派即チ国家神道乃至神社神道トシテ一般ニ知ラレタル非宗教的ナル国家的祭祀トシテ類別セラレタル神道ノ一派（国家神道或ハ神社神道）ヲ指スモノデアル。

戦後、この定義に従いつつ、戦前の神社制度・神社行政の研究を精密化させたのが、神道文化会編『明治維新・神道百年史』（第一～五巻、昭和四十一年四月）に収められた緒論文だつた。例えば、梅田義彦「神社制度沿革史」（第一巻）、葦津珍彦「帝国憲法時代の神社と宗教」（第一巻）、西田廣義「明治以後神社法制史の一断面」（第四巻）などである。

以後、「狭義の国家神道」研究は、神社新報社編『近代神社神道史』（昭和五十一年七月。平成元年七月増補改訂）、葦津珍彦『国家神道とは何だったのか』（神社新報社、昭和六十二年四月）、阪本是丸『国家神道形成過程の研究』（岩波書店、平成六年一月）などの著作によつて一層深められていく。

三、「広義の国家神道」論の系譜

「広義の国家神道」論は、陸軍士官学校付き陸軍教授・東京帝國大学神道講座助教授を務め、宗教学的神道を唱えた加藤玄智にはじまる。彼は、大正十三年刊行の『東西思想比較研究』以降、「神道」を「宗派的神道」と「国家的神道」とに大別し、この「国家的神道」をさらに「神社神道」と「国体神道」とに区分するという学説を唱えるようになつた。そして、「国体神道」には、帝国憲法（とそれに基づく政治）や教育勅語（とそれに基づく学校教育）などが含まれるとして、「国体神道」の本質は、天皇をキリスト教の神と同様の「現人神」として、キリスト教徒が神に対するのと同じように絶対服従することであると主張した。

この加藤の学説の影響を受けたのがアメリカ人の神道研究家D・C・ホルトムである。彼は昭和十八年に刊行した "Modern Japan and Shinto Nationalism"において、昭和十年代の日本の状況は、「近代の始めたる一八六七年（慶

應三年）以来進行を続けてきた国家神道の繁栄が驚くべき上昇をとげた」とによつてもたらされたと主張した。⁵⁾

このホルトムの説に影響を受けたのが「神道指令」の起草者であるW・K・バンスで、その結果、「神道指令」は、定義としては「狭義の国家神道」を採用しているものの、全体としては「広義の国家神道」に立つという矛盾を抱え込んでしまつた。

ところが、戦後の「国家神道」研究においては、この矛盾を指摘するよりも、「神道指令」を後ろ盾として、「広義の国家神道」論を充実させて行こうとする研究者の説が有力化していく。その出発点に位置する日本人研究者が藤谷敏雄氏で、彼は昭和四十三年六月刊行の「国家神道の成立」（『日本宗教史講座・第一巻』三一書房）において、明治維新以来の「国家神道」の発展的展開を詳しく記述してみせた。⁶⁾

さらに、「広義の国家神道」の構造を明示し、明確な時代区分を提示してみせたのが村上重良氏の「国家神道」（岩波新書、昭和四十五年十一月）だつた。彼は「国家神道」を「神社神道十皇室神道」とし、この「国家神道」が教派神道・仏教・キリスト教といった公認宗教の上に君臨していたとして、その体制を「国家神道体制」と呼んだ。そして、明治維新から大東亜戦争の敗戦にいたるまでの時期を「国家神道体制」の右肩上がりの発展過程と捉えて、「形成期（明治維新～一八六九年～明治二十年代初頭～一八八〇年代末）」「教義的完成期（帝国憲法発布～一八八九年～日露戦争～一九〇五年）」「制度的完成期（明治三十年代末～一九〇〇年代末～昭和初期～一九三〇年代初頭）」「アシズム的国教期（満州事変～一九三一年～太平洋戦争敗戦～一九四五五年）」の四期に区分してみせた。⁷⁾

四、「広義の国家神道」の修正・折衷の動き

村上重良氏によつて一応の完成をみた「広義の国家神道」論は、しかしながら、「狭義の国家神道」論に立つ人々から提示された様々な事実と突き合わされることによつて、そのままでは維持しがたくなつていつた。そこで、村上説を

修正したり、「狭義の国家神道」説との折衷を考えたりすることによって、大枠として「広義の国家神道」論が本来的に内包していた問題意識（例えば、近代天皇制批判、近代日本批判、近代神道批判など）を継承しようとすると動きが現れてきた。この動向は、大きく三つの方向性として捉えることができる。

第一は、修正を小さなものにとどめて、村上説の用語と基本的構造とを維持しようとするものである。宮地正人氏の「國家神道の確立過程」（『國學院大學日本文化研究所紀要』第六四輯、平成元年九月⁽⁸⁾）や島薗進氏の「国家神道と近代日本の宗教構造」（平成十三年九月）以下の一連の著作は、この分類に入るだろう。

第二は、村上説の「国家神道」「国家神道体制」といった基本用語は維持しつつも、それが言い表す「構造の内実」と「時代認識」とをかなり大きく変えてしまおうとするものである。これは中島三千男氏が「明治憲法体制」の確立と国家のイデオロギー政策」（『日本史研究』一七六号、昭和五十二年四月）と「国家神道の確立と民衆」（『歴史公論』第三卷八号、昭和五十二年八月）において試みたものである。これらの著作において中島氏は、「国家神道」を「非宗教・国家の祭祀・道徳」というたてまえの下に「改変」させられた神社神道であるとし、諸宗教はこの「国家神道」に「従属（包摂）」されながらも、一定の「自治」を与えていたと考え、この両者の「バランス」の上に成り立っていたのが「国家神道体制」であるとした。この体制には「信教の自由」や「政教分離」といった近代思想の原理が一定程度組み込まれており、したがって、「天皇制ファシズム期」の状態は、「国家神道体制」の「バランスが崩れたものであり、そういう意味で国家神道体制の極致である、というよりもその崩壊であると言える」と主張した。⁽⁹⁾

最後の第三の方向性は、ウッダード的な枠組みを採用しようとするものだと言えるだろう。これは、「国家神道」を「狭義の国家神道」に限定して用い、それを包摂するであろう思想やら実践やらについては、別の用語を用いようとするとるものである。それは、国家が国民統合の支柱として特定の思想や実践を用いていたことは想定しつつも、それを「神道的」なものだつたと予め決めてかかることはしないという立場に立つものと言い換えることもできよう。

磯前順一氏が「国家神道をめぐる覚え書き」（『近代日本の宗教言説とその系譜』岩波書店、平成十五年一月）で想定している「国家神道」像も、次の部分を読めば、この分類に入れてよいと思われる。

「たしかに、実際に天皇制国家は神社だけでなく、時期によつて学校教育や宗教教団など、さまざまな回路を通して国民の規律化と抑圧を進めていった。ただし、それを一律に国家神道と名づけることは当時の理解と乖離するものであり、むしろ国家神道を政府の神社政策として限定的に定義づけたうえで、それを天皇制国家を支えるイデオロギー装置の一部として位置づけなおす必要がある。」（九九頁）

本節の最後に、第四の方向性として、「国家神道」研究の領域から出発して、「広義の国家神道」論が展望した「包括性」という問題意識は継承しながらも、最早、狭義でも広義でも「国家神道」を用いなくなつた研究者がいることにも触れる必要がある。その一人が羽賀祥一氏である。羽賀氏は平成六年十二月刊行の『明治維新と宗教』（筑摩書房）の中で、近代における「宗教」概念と「神道」概念との相互形成という観点を提示した。「維新政府の指導者や宗教家たちが必死になつてこうした問題（キリスト教・神仏分離・身分制の解体・労働者の鎮魂など）の解決に取り組んだなかで、そして同時に西欧の政治理念（権利義務論や信教自由論）の理解や人類の宗教の歴史についての知識が深まっていくことで、日本社会は「宗教」についての社会的な概念を生み出し、それを前提にして民族国家の宗教制度としての「神道」を形成していった。」（三七九頁）

そして、「広義の国家神道」論が想定していた包括的な原理ないし作用を言い表す言葉として「神道」を用いる」と提起した。「できる限り社会のあちこちにある歴史的な要素を包み込んでいく原理、包み込んでやまない原理、ものはそうした歴史的な作用を「神道」と呼ぶべきであろう。」（四二一頁）

「国家神道」とは別の用語で近代の政教関係を捉えようとするもう一人の研究者は山口輝臣氏である。山口氏は平成十一年六月刊行の『明治国家と宗教』（東京大学出版会）において、「国家神道をめぐる「空洞化」」（八頁）を指摘し、「近代日本における国家と宗教との関係を研究することは、すなわち国家神道を研究することである、とは言えなくなつた」（一一頁）として、「国家と宗教との関係如何という課題」を「宗教という観念の定着過程を追うという作業へ」（一六頁）と転換することを提唱した。

さらに、「これらのどれにも入らないユニークな「国家神道」論として、昨年七月に出版された子安宣邦氏の『国家と祭祀』（青土社）がある。この著作が、上述のどの分類にも該当しないのは、ここで述べられている「国家神道」なるものが、子安氏自身が正直に告白しているように「近代史上に何らかの実体的な基礎をもつた、すなわちその成立が制度的年表の上にたどられるような実体的な概念」としては考えられておらず（一六頁）、単に、近代国家日本の存立のあり方についての子安氏の「問題関心にしたがつて構成される概念」にすぎないからである（一七頁）。端的に言えば、先行研究の推移も踏まえることなく、ただ子安氏の先入観に基づいて、いくつかの書物を拾い読みして得た知識を恣意的につなぎ合わせたものに過ぎないのである。したがつて、学説史の中に位置づけることもできなければ、また、そうする必要もないものなのである。^{[12][13]}

五、狭義・広義の「国家神道」論と私説との関係

さて、最後に、これまで私が展開してきた議論が、以上の整理のどこに位置するのかについて述べておきたいと思う。

まず、私は「国家神道」を「神社神道の国家管理状態」や「神社神道が国家と特別の結びつきをもつていたこと」に限定して用いる「狭義の国家神道」論を全く否定しているわけではない。「神社神道の国家管理状態」や「神社神道が国家と特別の結びつきをもつっていたこと」は事実であるし、その状況下にいた人々によつて、それが「国家神道」と呼ばれることがあるとしたという事実は^[14]否定しようもない。

このようなことを敢えて言つるのは、私が『現人神』において「広義の国家神道」論によつて世間に撒き散らされた「イメージ」を「幻想」に過ぎないと断じたことをもつて、神社の国家管理状態や国家との特殊な関係の存在まで幻想に過ぎないと否定し去つてゐるかのように誤解している人がいるらしいからである。

繰り返して言つうが、私は「狭義の国家神道」論に対して全く反対だ、というわけではない。しかし、「狭義の国家神道」を用いることに積極的なわけでもない。むしろ危惧の念を抱いてゐる。それは、何故かと言えば、これまでもいくつかの論文の中で述べてきたように、「国家神道」という用語には、「広義の国家神道」論によつて刷り込まれた、「現人神や八紘一宇の注入装置だった」「神道イデオロギーが国民統合の中心であつたはずだ」「他の宗教に対する君臨・抑圧があつたはずだ」といった先入観が逃れようもなく付着しており、それが知らず知らずの内に研究者の視野や発想を限定してしまつてゐると考へるからである。事実、これまた、繰り返し述べてきしたことであるが、仏教やキリスト教と日本政府との関係の探求、神社や諸宗教の関係を横や下から眺めてみると、あるいは、同時代の欧米諸国の宗教制度と比較してみると、などはほとんど行われてこなかつた。

したがつて、私として、一旦、広義も狭義も「国家神道」は棚上げにして、十九世紀後半に欧米諸国で一般的だつた「公認宗教制度」の一種として近代日本の宗教制度を捉える仮説から出発して、他国との比較を十分に意識しながら、日本の制度の普遍性と特殊性、その中における神社神道の位置などを確認していくべきではないかと考えてゐる。

また、「広義の国家神道」論に含まれていた問題意識、すなわち「国民統合の支柱としての思想や実践」の究明に関

しては、これまた、予め「神道的なものだった」と決めてかかる「ことをやめて、「国体」という言葉を用いて、その内実と聞いていくべきではないかと考えている。

したがって、敢えて位置づけるとすれば、私の立場は、第四の立場に近いと言えようか。

おわりに

私が研究論文を書き始めた昭和末年には、「神社非宗教論」などというものは、神社信仰の強制という事実と帝国憲法に規定されている信教の自由の原則との矛盾を解消するために、神社が宗教であることは明らかであるにも関わらず、それを敢えて否定した「まやかしの理論」であるという説明が自明の理のように語られていた。これは、「宗教」概念の普遍性・超時代性を前提としてはじめて成り立つ断定なのであるが、当時はこの前提に疑問を差し挟むような議論は日本では皆無だつたように思う。

そのような「宗教」概念の普遍性・超時代性に立脚した神社非宗教論に批判に疑問を感じた私は、昭和六十三年五月に発表した「神道非宗教論の展開—神社非宗教論再考序説」（『法と秩序』第一〇二号）の中に「宗教」という言葉について」という一節を設けて、日本における「宗教」という用語とその内実の形成過程についてのささやかな考察を盛り込み、次のように書いた。

「神道・神社非宗教」論が唱えられた当時、類概念としての「宗教」は未成熟であつたといえよう。換言すれば、あるものを「明らかに宗教」と断定する基準は存在していなかつたのである」（四六頁。後に『基礎的研究』八七頁）

日本の学者の中で、「宗教」概念の歴史性、非普遍性を指摘した論文としては、拙論が最も早い時期のものではないかと思う。その後、先に引用したように、平成六年十一月刊行の『明治維新と宗教』の中で、羽賀祥二氏が、「神道」概念との関係で日本における「宗教」概念の創出について語り始め、それ以後、島薗進氏や磯前順一氏といった宗教学

者が盛んに「宗教」概念や「宗教学」の出現過程について論じるようになった。

このような状況のお陰で、最早、神社非宗教論についても、単なる「まやかしや抑圧理論として片づけられなくなりつてある。これは、かねてからの持論が受け入れられやすくなってきたわけであるから、私にとっては勿論よろこばしいことである。

ただ、このよだな環境になつたのは、一九九〇年代前後から西洋において、宗教概念および宗教学の成立をめぐる議論が本格化してきたから、というのが真相らしい。私の旧説と同一思考に立つ言説が多くなってきたのは嬉しいが、それが内発的な発想や、国内の研究に対する再評価によるものではないことに、一抹の淋しさを感じないわけでもない。

註

(1) 筆者以前において、「国家神道」研究史の整理が行われていなかつたわけでは勿論ない。むしろ、多くの研究者が自らの立論の前提として、それぞれ独自の整理を行つてゐた。例えば、以下のようにある。

安丸良夫「近代転換期における宗教と國家」（安丸良夫・宮地正人編『宗教と國家』日本近代思想体系5、岩波書店、昭和六十三年九月）五五三—五五九頁。

『近代天皇像の形成』（岩波書店、平成四年五月）一九三—一九六頁。
山口輝臣「明治憲法下の神祇官設置問題—政教関係に関する一考察」（『史学雑誌』一〇一編二号、平成五年一月）一七一—一八頁。

阪本是丸「國家神道形成過程の研究」（岩波書店、平成六年一月）一一一—一頁。
高木博志「歴史学的研究（現代）」（國學院大學日本文化研究所編『神道事典』弘文堂、平成六年七月）四二〇—四二一頁。
羽賀祥二「明治維新と宗教」（築摩書店、平成六年十二月）九一—五頁。

ただし、筆者以前の整理においては、研究史を整理するための方法論、言い換えれば、分類基準の明示的な提起は行われていなかつた。

(2) 小田の発言は以下の通り。

〔明治〕十五年ニ於テ、早ヤ既ニ宗教ノ神道、國家神道ト云フモノハ明カニ分ツテ居ツタケレドモ……遂ニ「明治」三十三年ニ至リテ、政府モ悟ルトコロアツテ以前ノ社寺局ヲ挙ゲテ神社局ト宗教局トシ、斷然其主義ヲ明ニシ、從ツテ神社局ニ於テハ國家神道ナルモノヲ扱ヒ、宗教局ニ於テハ耶蘇、仏法及神道ノ各教派ニ属スルトコロノ、即チ宗教神道ヲ支配スル、斯ウ云フトコロニナツテ居マシテ……〔阪本是丸「國家神道についての覚え書」「現代のエスプリ」二八〇号、平成二年十一月、一七八頁）

(3) この論文の終章は「神社の国家管理制度（国家神道制度）の廃止」となつており、この時点で、梅田氏が「狭義の国家神道」論に立つてゐることは明らかである。しかし、昭和四十六年三月の「改訂増補・日本宗教制度史（近代編）」（東宣出版）では、「明治以来、神社が国家管理に属し、神社神道は、國体神道（宫廷神道）とともに、いわゆる國家神道と称せられ、……」（一八八頁）となつており、梅田氏は後で言及する加藤玄智の「國家的神道」論に近づいてゐる。

- (4) 加藤の学説の形成発展の過程については、拙著「近代政教関係の基礎的研究」（以下「基礎的研究」）第九章「加藤玄智の「国家的神道」論」および「現人神」「國家神道」という幻想】（P.H.P研究所、平成十五年二月、一二三一一二九頁。以下「現人神」）参照。両書において、私は加藤における「國家的神道」論の登場を昭和元年刊行の「A STUDY OF SHINTO, The Religion of the Japanese Nation」からだつたとしてきたが、その後、前川理子監修「シリーズ日本の宗教学③・加藤玄智集」〔東西思想比較研究〕まで遡ることが明らかにされた（島薗進・高橋原前川理子監修「シリーズ日本の宗教学③・加藤玄智集」第9巻「解説」二七頁と三四頁）。ただし、同「解説」二七頁に「世界宗教史上に於ける神道の位置」（大正八）とあるのは、「（昭和四年～六年）」の誤植である。
- (5) 詳しくは「基礎的研究」二八七一～八八頁と「現人神」一三〇一～三五頁参照。
- (6) 詳しくは、前掲「國家神道」の系譜（上）九一～五頁参照。
- (7) 詳しくは、前掲「國家神道」の系譜（上）一六一～五頁参照。
- (8) 詳しくは、拙論「國家神道」論の系譜（下）「皇學館論叢」第三三一巻第一号、平成十一年四月、一三一～九頁参照。
- (9) 詳しくは、拙論「島薗進「國家神道」論の吟味（一）、（二）、（三）」「明治聖德記念学会紀要」復刊第三六・三七・三九号参照。
- (10) 詳しくは、前掲「國家神道」論の系譜（下）二九一～四〇頁参照。
- (11) 詳しくは、前掲「國家神道」論の系譜（下）四〇～四六頁参照。
- (12) ただし、学説として無意味であることが、即ち、世間的に無意味であるといふことにはならない。事実、桂島宣弘氏のように、虎の威を借りる狐よろしく、拙著「現人神」などを名指しして、「これらの見解がいかに欺瞞に充ちたものであるかについて

ては、子安宣邦「國家と祭祀」が鋭く切開している」（「民衆宗教の宗教化・神道化過程—國家神道と民衆宗教—」「日本史研究」第五〇〇号、平成十六年四月、九九頁）などと、論拠も示さずに、安易に同調してしまうお調子者もいないではない。したがつて、子安氏に対する批判は別の機会にしつかりと行いたいと思う。

(13) 最近、次第に海外神社の研究が進んできている。新田光子「大連神社史—ある海外神社の社会史」（おうふう、平成九年）、嵯峨井建「満州の神社興亡史」（芙蓉書房、平成十年八月）、中島三千男「海外神社」研究序説」（「歴史評論」六〇二号、平成十二年六月）、菅浩「日本統治下の海外神社—朝鮮神宮台灣神社と祭神」（弘文堂、平成十六年九月）などである。「広義の国家神道」論者の中には、海外神社をも「國家神道」に含めて考える者もいるが、最近の研究者が自らの研究をどのように位置づけてているのかについて、私はこれまで関心を払つてこなかつた。その検討については、今後の課題にしておきたい。